

しまね教育ビジョン21

～ふるさとを愛し、未来を切り拓く子どもを育む～

平成24年3月26日改訂
平成20年3月26日改訂
平成16年3月26日策定

島根県教育委員会

—目次—

前文	1
序章	2
1 性格	
2 構成	
3 期間	
4 実効性の確保 島根の特色を生かした教育	
5 施策体系図	
第1章 総論	
1 教育環境の変化と本県教育の課題	7
2 島根がめざす教育	13
3 基本理念、基本目標を実現するための施策	15
4 施策推進のための体制づくり	18
5 学校・家庭・地域社会の役割と三位一体の連携の推進	22
第2章 各論	
1 心身の健康を大切にした教育の推進（施策1－1）	
(1) 生活習慣の改善	24
(ア) 望ましい生活習慣の確立	
(イ) 食育の充実	
(2) 体力・運動能力の向上	25
(ア) 教科体育の充実	
(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上	
(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援	
(3) 心の教育の推進	27
(ア) 道徳教育の推進	
(イ) 自然や文化などを愛し、生命を大切にする心の育成	
2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進（施策1－2）	
(1) 学力の向上	28
(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実	
(イ) 家庭での学習習慣の確立	
(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進	
(エ) 授業力向上のための研修の充実	

(2) キャリア教育の推進	30
(ア) 職業観・勤労観の形成	
(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進	
3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進（施策1－3）	
(1) 読書活動の推進	32
(ア) 読書習慣の確立	
(イ) 学校図書館の充実と活用の推進	
(2) 文化活動の活性化	33
(ア) 文化に親しむ機会の確保	
(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進	
(3) ものづくり活動の推進	34
(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進	
(イ) 専門高校における人材の育成	
4 互いの人権を尊重する教育の推進（施策2－1）	
(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備	35
(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進	
(イ) 人権意識を高めるための指導の充実	
5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進（施策2－2）	
(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実	36
(ア) ふるさと教育の推進	
(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進	
(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成	
(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進	
(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現	38
(ア) 生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化	
(イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実	
6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進（施策2－3）	
(1) 不登校の子どもに対する取組の充実	39
(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実	
(イ) 組織的な支援体制の充実	
(ウ) 教育相談体制の充実	
(エ) 多様な学びの場や居場所の充実	
(2) 特別支援教育の充実	41
(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実	
(イ) 社会的・職業的自立の促進	
(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実	

前 文

- 一 「人」は、個人として尊重されます。
 - ・ すべての人の人権を等しく尊重し、個々の存在価値を認識します。
 - ・ 自らの人格を高め、他の人に対する思いやりの心を育てます。
 - ・ 切磋琢磨の気概と向上心のもと、内在する能力を伸ばします。
 - ・ 時代に適応できる知識・技能・判断力を習得し、たくましく生きる力を培います。

- 一 「人」は、家庭や社会のかけがえのない一員として存在します。
 - ・ 人の生き方、在り方の基本である家庭において、親子等の家族が敬愛の念を有し、助け合います。
 - ・ よりよい社会生活のため、道徳を身に付け、規範意識や倫理観を涵養します。
 - ・ 公共の福祉向上のため、主体的な社会貢献に努め、他の人の貢献に対して感謝します。
 - ・ 自然・文化・産業など地域の特性を理解し、ふるさとを愛する心を培い、国を愛する心情を涵養します。
 - ・ 国際感覚を養うとともに、平和と友好の尊さを認識します。

- 一 この「人」づくりの原動力は、「教育」にあります。

本県の豊富な教育資源や価値ある素材を十分に生かすとともに、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、県民一体となって、島根の教育を積極果敢に推進します。

序 章

1 性格

- (1) このビジョンは、完全学校5日制の実施など子どもをとりまく教育環境が大きく変化するとともに地方分権が進む中で、各都道府県独自の教育の在り方、特に学校教育の在り方が問われており、子どもの教育の基本的な方向を明らかにする必要があるため策定したものです。
また、このビジョンは、改正教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置付けられるものです。
- (2) 県教育委員会にとっては、「島根総合発展計画」や国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本県教育を推進するための指針とするものです。
- (3) 県民にとっては、本県教育の理念や目標、施策をご理解いただくためのものであり、県民の皆様のご協力と参画を得て、「協働」して教育の推進を図るための指針となるものです。
- (4) 各公立学校にとっては、教育目標、教育方針、各年度の重点目標などを設定する際の指針となるものです。また、県教育委員会と特色ある学校づくりを進める私立学校とが連携を進める上での指針になるものです。
- (5) 市町村や市町村教育委員会にとっては、教育振興計画を策定する場合の指針となるものであり、教育の推進にあたって県教育委員会と市町村、市町村教育委員会が相互に連携するためのより所となるものです。

2 構成

このビジョンは、総論と各論で構成しています（平成19年度末に改訂）。

(1) 総論

総論は、本県の教育振興の基本理念と基本目標及び施策、教育推進の体制づくりなどにより構成し、本県の教育を進める理念とめざす方向等を明らかにしています。

(2) 各論

各論では、基本理念、基本目標に基づき展開する施策に関して、基本的な考え方や今後の取組を明らかにしています。

3 期間

- (1) 期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間としています。
- (2) 各論の取組の数値目標は、平成23年度に改めて設定し、このビジョンの期間である平成25年度までの向こう2年間としています。

4 実効性の確保

(1) 事業の明示、行政評価、結果の公表

- 毎年度「重点施策・主要事業・予算」を明らかにし、各年度の事業とビジョンとの関係を教育関係職員に周知します。
- ビジョンは、県の行政評価を実施することにより毎年度施策や事業の検証を行うとともに、数値目標の進捗状況を点検します。また、ビジョンの行政評価の結果を公表します。

(2) 広報活動の実施

- 県民の理解を得るため、県教育委員会の広報媒体を最大限利用するとともに、広聴広報課の広報媒体も積極的に活用します。また、情報公開条例の趣旨に則った積極的な情報提供を行います。
- 「しまね教育の日」「しまね教育ウィーク」を活用し、ビジョンの周知に努めるとともに、県民との「協働」で教育を推進する気運の醸成に努めます。

(3) 広聴活動の実施及び外部からの提言

- 定期的に県民から意見を求める広聴制度を導入し、県民からの意見を施策に反映させます。
- 島根県総合教育審議会など、外部有識者からの提言を施策に反映させます。

(4) 学校等へのビジョンの周知

- 教員に対しては管理職研修会などの各研修会を利用して趣旨を徹底するとともに、校内研修会を利用して全教職員にビジョンの周知を図り、意識改革や問題意識の共有化を進めます。

島根の特色を生かした教育

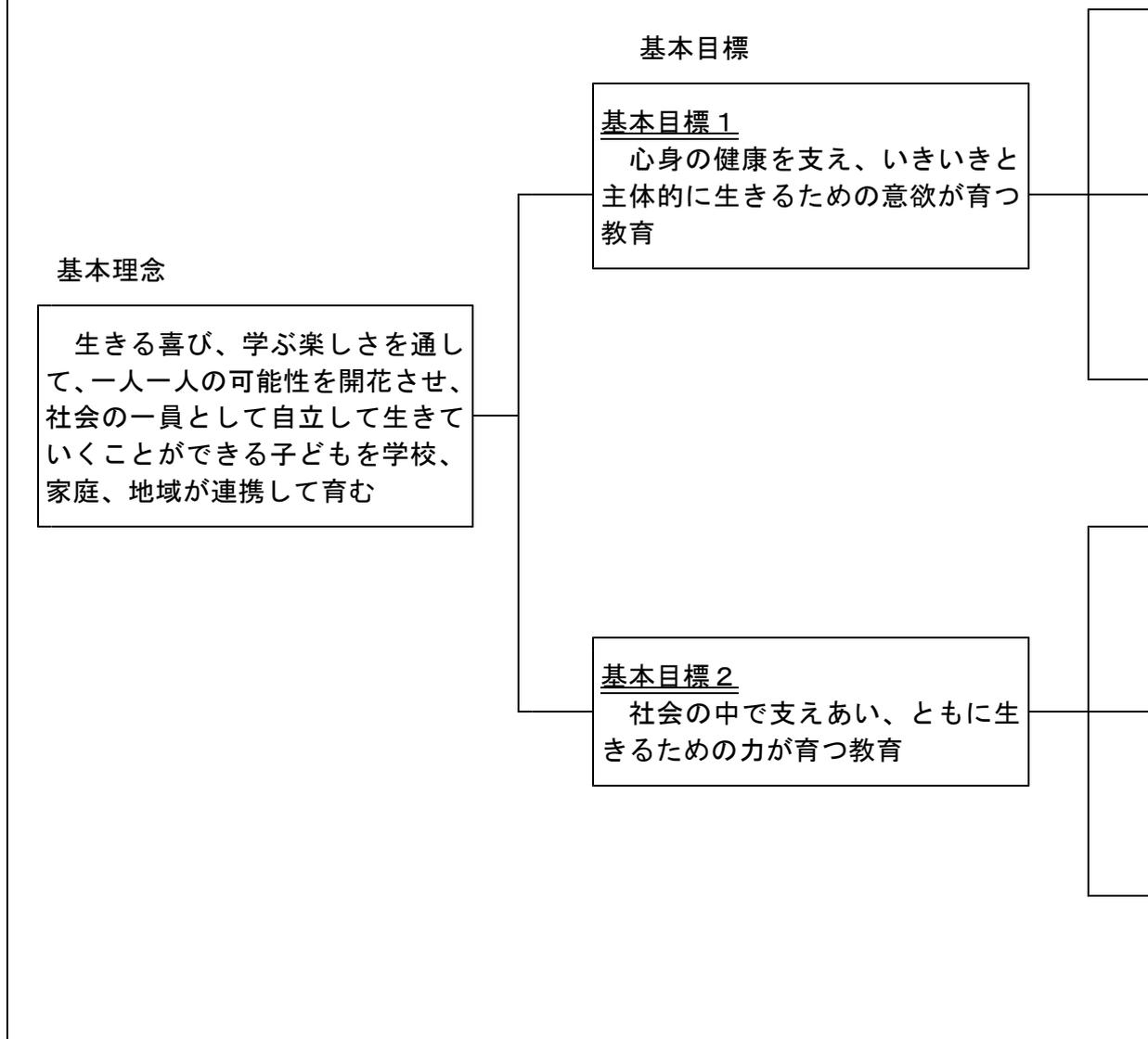
本県は、豊かな自然や歴史・文化、教育熱心な人々など、恵まれた教育資源を有しています。また、学校では、人間的なふれ合いを基盤に、一人一人を大切にした教育が行われています。これら为本県教育の特色と捉え、次の教育を推進します。

一つ目は、**ふるさと教育の推進**です。自然・歴史・文化・伝統行事・産業などを活用した取組です。これらの教育資源を十分に生かした教育活動を通して、ふるさとへの愛着を深め、ふるさとに誇りをもつ子どもを育てます。

二つ目は、**地域の教育力を生かした教育の推進**です。地域の有する知恵や技能を積極的に学校教育に生かす取組です。本県は、地域の人材が学校教育に関わる比率の高いところに大きな特色があります。このような取組を一層推進し、心の教育や読書活動、部活動などの充実を図ります。

三つ目は、**少人数指導の充実と拡大**です。小規模校の多い本県では、少人数という特徴を生かして、個に応じたきめ細かな指導が行われてきており、それぞれが自分の役割を責任をもって果たすなどのよさが指摘されています。これらのメリットを生かし、学力向上に向けた少人数指導や複式学級における指導方法の充実を図ります。

5 島根がめざす教育 施策体系図



子どもの教育を支える
体制づくりを進めます。

施策推進のための体制づくり

- (1) 地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）を推進する体制づくり
- (2) 子どもを含めた県民の学校教育への参画を推進するための体制づくり
- (3) 安全で楽しく学習できる学校をつくるための体制づくり
- (4) 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育推進のための体制づくり

施策	具体的な取組
(1) 心身の健康を大切にした教育の推進	① 生活習慣の改善 ② 体力・運動能力の向上 ③ 心の教育の推進
(2) 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	① 学力の向上 ② キャリア教育の推進
(3) 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	① 読書活動の推進 ② 文化活動の活性化 ③ ものづくり活動の推進
(4) 互いの人権を尊重する教育の推進	① 人権を尊重する教育推進のための基盤整備
(5) 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	① 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実 ② 社会教育の振興による生涯学習社会の実現
(6) すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	① 不登校の子どもに対する取組の充実 ② 特別支援教育の充実

子どもの教育を連携して進めるための取組を進めます。



学校・家庭・地域社会の役割分担と三位一体の連携づくり

各地域での議論を進め、地域に応じた連携づくりを進めます。その際、次のような役割をそれぞれが果たすことを大切と考えます。

- | | | |
|---------|---|----------------------|
| 学校の役割 | ┌ | ・ 確かな学力を身に付けること |
| | └ | ・ 安全な環境をつくること |
| 家庭の役割 | ┌ | ・ 心身の健康を育むこと |
| | └ | ・ 生活習慣や規範意識の基盤をつくること |
| 地域社会の役割 | ┌ | ・ 安全な地域づくりを進めること |
| | └ | ・ 多様な体験の場を提供すること |

第1章 総論

1 教育環境の変化と本県教育の課題

これからの10年間の社会の変化は、主に、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展と国際的な課題の増加、産業構造の変化、家庭環境の多様化と地域の教育力の変化、及び国の教育改革と地方分権が推進されることによりもたらされると考えられます。「今後10年間を見通した本県教育の在り方」を検討する際の前提となる「今後10年間の社会」を、次の6つの要因が進行していく社会と仮定し、それらの要因が本県の教育に及ぼす影響とその対策を次のように考えます。

(1)少子高齢化の進行

少子化の進行は、家庭、地域社会での子どもの生活を変化させるとともに、学校の小規模化を生じさせます。また、高齢化の進行に伴い、高齢者と子ども双方に有益な交流や学習活動の在り方などを、今まで以上に、考えていく必要があります。

①家庭、地域社会での子どもの生活の変化

【家庭での生活体験の減少】

少子化に伴い、子どもは各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもの生活に手をかけすぎ、子どもの生活体験を奪ったり、自立を妨げる傾向が見られます。

【地域社会での人間関係の希薄化】

地域社会では、少子化により、遊びやスポーツ活動などを通じて、子ども同士の交流が行いにくくなっていると同時に、室内での遊びが増加するなど遊び方も変化しています。また、子どもと地域の様々な人々とが関わる機会も減少しているため、地域での活動を通じて身に付けることができていた人間関係づくりが難しくなっています。

これらの状況に対して、家庭においては、子ども自身が考え、行動する機会を増やす取組と、遊びなどを通じて様々な知恵を身に付けるため、多くの人との交流の機会と場を増やしていく取組が必要となってきます。

②学校の小規模化

【学校の小規模化の進行】

少子化に加え、過疎化に歯止めがかからない本県では、中山間地域において、各学年が一学級または複式学級となる小規模化が進んでいます。一方、小規模化に対応するため学校の統廃合も行われています。

【小規模校での取組】

小規模校では、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導が行われ、一人一人がそれぞれの役割を責任をもって果たすなど、多くのよさをもっています。また、小規模校の中には、地域の人々の支援を受けながら、動植物の観察・保護活動などに、継続的、

集中的に取り組むことにより、観察力や環境を守ろうとする意識を高めるなど大きな成果をあげている学校もあります。

一方、小規模校では、様々な集団としての活動の選択の幅が狭いことなどが指摘されています。情報機器の活用や、近隣の学校との合同学習などにより、その点を克服しようとする取組も進められています。

市部の学校や、統合され規模が大きくなった学校においても、きめ細かな教育や、地域と結びついた学習に取り組んでいく必要があります。

③高齢化

【高齢化の進行】

高齢化が急速に進む本県では、高齢化への取組が重要となります。本県の世帯構成を見ると、65歳以上の高齢者がいる世帯が、全世帯の約半数と全国でも高い割合となっています。そのため、高齢者と接する機会が多く、高齢者が直面する様々な課題について子ども自身が身近に感じることのできる環境にあります。

【高齢者との活動機会の拡大】

高齢者との交流を通じて、豊かな知恵や技能を学ぶことや、福祉に関する学習に取り組むことは、自分自身の生き方を考え、地域社会に対する理解を深め、高齢者をいたわる心を育むために有効な方法です。また、高齢者の活動機会の拡大のためにも貴重な取組となると考えます。子どもと高齢者がともに行う学習活動及び活動の場づくりが大切になってきます。

(2)情報化の進展

【情報機器利用による学習の広がり】

コンピュータネットワークの発達により、地球規模の情報交換が可能となり、学校教育においても「調べる」「発表する」などの学習活動の幅が広がっています。また、特別な支援が必要な子どもたちの新たな学習手段となっていくとも考えられます。特に、小規模校が点在する本県では、子どもたちの交流手段として、コンピュータの利用はその効果が期待されます。

【情報を扱う能力向上の必要性】

今後も情報化は進み、情報機器の活用能力の差により、様々な格差が発生することも考えられ、情報教育の重要性がますます高まっています。情報機器の整備とともに、教職員の指導力の向上が求められます。

情報化に対応するためには、情報機器の操作能力の向上のみでなく、様々な角度から情報を収集整理し、取捨選択していく能力を高めていくことが必要です。そのため、調べる、まとめる、発表する、そして議論するなどの学習活動や、情報の正確性や信頼性を検討する学習活動が重要となります。

【情報化社会のマイナス面への対策】

また一方、情報化が進んだ社会にあっては、有害な情報を簡単に入手でき、個人情報流出するなどの危険性や、自ら発信源となって人を傷つける結果を招くこともあります。また、直接体験の減少を引き起こすことも考えられます。そのようなマイナス面に対するため、情報化により人権が侵害された事例やその対処法を具体的に指導するとともに、様々な体験活動などを通じて、「人の苦しみ・悲しみ」に思いが至るような、心を育んでいくことが大切になります。

そのような意味で、小学校段階から、直接体験と教科等の基礎基本の確実な定着、読書などの指導を通じて、基礎的な力を高めておくことが、結果的に情報化社会によりよく対応できる人間を育むことにつながります。年齢・学校種を踏まえた情報教育の在り方を考えていく必要があります。

(3)国際社会に生きる人としての人格形成

【コミュニケーション能力の向上】

個人の価値観や思考様式が多様化し、社会が複雑化、国際化していく状況の下で、異なる考え方を持つ人とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しつつ生活していくことは大切なことです。また、異なる文化や言語を持つ世界の人たちと「共生」することのできる大人に成長することは子どもたちにとって大切な目標です。

そのため、語学力の向上を図るとともに、自分の思いを相手に伝え、相手の思いを正しく受け止めることができる能力、いわゆるコミュニケーション能力と、その基礎となる国語力の向上が、より求められます。

【自国の歴史、地域の文化の尊重】

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要になります。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にされた教育活動が大切になります。

【人権意識の高揚】

世界を見ると、人、もの、情報の交流の拡大は、様々な摩擦を生み、その摩擦と異なる文化への反発が合わさり、その人々を排除しようとする動きが見られます。異なる文化・歴史を理解し、尊重することと人権意識の高揚がより求められています。

【地球規模の課題への対応】

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加しています。世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自

分たちが今取り組めることを考え、行動に移すことが求められます。また、課題解決には、大量消費に代表される現在の生活スタイルの見直しも求められます。そのためには、世界の人々と「共生」していくという視点で、生活スタイルを捉えていくことが重要となります。

【交流の推進】

国際的な課題解決のためにも、人と人との交流を進めていくことが大切です。地理的に近く、歴史的に文化や生活に大きな影響を与えてきた近隣諸国をはじめ、諸外国との交流を様々なかたちで推進することが望まれます。

(4)産業構造の変化

【雇用形態の変化】

国際的な競争の高まりの中で、製造業での技術革新をはじめ、事務、サービス分野などでの生産性向上の取組が進められています。その成否により、企業の盛衰が激しくなり、日本の特徴であった終身雇用という雇用制度も変わりつつあり、パートタイム、アルバイトなど、雇用形態が変化しています。

そのような変化の中であって、将来の夢や進路を具体的に選定しそれに向かって努力することが難しくなっています。

【働くイメージの多様化】

その一方で、自然環境などに恵まれた本県の農林水産業や伝統産業などの分野に可能性を見出して、県外から移住する人たちも少しずつ増えています。また、会社などに勤務するのではなく、自ら起業家となる人や、NPO（非営利団体）で活動する人が増加するなど、働くイメージが多様になってきています。

【自ら選び、責任をもつ態度の育成】

このような変化の中で、自分の生き方を多様な選択肢から自ら判断し、選択していくためには、その基盤となる教科等の基礎基本や主体的な学習習慣を身に付けること、社会や世界に広く目を向け、様々な知識や情報をもとに自己実現をめざす態度や、結果に責任をもつ態度を身に付けることが必要です。

【専門性の向上】

また、県内の専門高校では、農業・工業・商業・水産の各専門分野の基礎的、基本的な知識と技術の定着を図るとともに、IT やバイオテクノロジーなどの新しい技術に関する学習も必要となっています。また、伝統的産業の保存や活性化に目を向けさせることも求められています。資格取得などを通じて専門性を高める取組と、地域での体験的な活動を通じて、地域に根ざした産業についての理解を深め、その可能性を追求することは、子どもたちに自信と誇りをもたせ、産業を創り出す取組ともなり、本県を牽引す

る力となりうるものと考えます。

【進路指導の充実】

子どもたちが自分の将来を考えるためには、職業に関する情報が必要です。県内の学校では、職場体験などを通して、職業に関する情報を得たり、勤労への意欲をより高めるための取組が行われています。近年、若年層の就職機会が減少する傾向が見られます。各学校での進路に関する相談機能を高め、保護者などへの情報提供を積極的に行うなどの取組が一層重要となります。

(5)家庭環境の多様化と地域の教育力の変化

【家庭環境の多様化】

近年、子育てをしている家庭の多くが核家族となっています。また、単身赴任、サービス業などでの24時間営業による深夜労働の増加などが、家庭生活に大きな影響を与えています。景気の低迷のもとで、不安定な就労条件での勤務や失業など、家計の維持が困難になる事態も見られるようになっていきます。

【家庭と地域の結びつきの希薄化】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、様々な課題が生じています。

また、地域も、かつては濃密な人間関係を背景として、日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあります。

そして、子どものいる家庭の減少に伴い、子育てに関する悩みを気軽に相談したり、ともに考える相手を地域の中で見つけにくい状況も生じており、家庭と地域の結びつきが希薄化しています。

【学校教育に対する考え方の多様化】

家庭環境の多様化とともに、学校教育や子どもの教育に対する家庭の考え方も多様化しています。そのため、学校は保護者との意見交換をこれまで以上に行っていく必要があります。また、地域社会においては、人間関係が希薄化し、教育力が低下しつつあるとともに、少子高齢化が進み、子どもと接する機会が少なくなり、子どもたちの今の姿が理解されにくい状況があります。このため、学校経営に関わる情報を積極的に提供し、地域の理解を得ながら学校教育を進めていく必要があります。

【家庭教育への支援の充実】

家庭での教育を充実させるために、父親の子育てへの関わりを高める取組が求められています。また、子育て支援、児童虐待など教育面での取組だけでは対処できない課題も増加しており、福祉・医療等諸機関との連携が強く求められます。

【地域社会での子どもの状況】

子どもたちと地域社会の関わりを見ると、スポーツ少年団など地域のスポーツ活動が盛んになっていますが、一方で、地域の大人と子どもが活動する機会が少なくなり、お互いの名前もわからないような状況が広がる傾向もあります。そのような地域社会の変化に対応する取組が求められます。

(6)国の教育改革と地方分権の推進

国においては、教育の目的や理念等について定める教育基本法が、平成18年12月に約60年ぶりに改正されるとともに、平成19年には教育3法（学校教育法、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正法）が成立し、義務教育の目標が新たに定められ、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標が見直されるとともに、教員免許更新制が平成21年度より導入されるなど、教育の根幹に関わる法律改正が行われました。

また、改正教育基本法等を踏まえ、子どもの「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた育成に向けて、学習指導要領の見直しが進められており、教科等の指導内容の充実と授業時数の増加や、総合的な学習の時間の時数の見直しなどが行われることとなります。

このような制度改正など、国の教育改革の動向を踏まえるとともに、市町村合併後の新たな市町村と緊密な関係を構築しながら、本県の特性を生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進します。

2 島根がめざす教育

(1) 子どもたちに身に付けて欲しい力

社会の大きな変化の中にあっては、子どもたち自身が、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力、様々な問題に対応してこれを解決することのできる力を身に付けることが大切です。

そのような力を身に付けるためには、教科等の基礎的・基本的な学習内容が確実に定着していることや、豊かな人間性、健康や体力を育み、子どもの知徳体がバランスよく発達していることが必要です。

知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身に付けることが島根のめざす教育です。

(2) 基本理念と基本目標

①基本理念

生きる喜び、学ぶ楽しさを通して、一人一人の可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを学校、家庭、地域が連携して育む

この理念は次の三つの考えに基づいています。

(ア)「生きる喜び」「学ぶ楽しさ」を通じてこそ、よりよく成長できること。

(イ)教育の目標は、個人の可能性を伸ばす「私」の面と、よりよい社会の形成者を育成する「公共」の面、二つあること。

特に、社会との関わりが希薄となっている現在にあっては、よりよい社会づくりに積極的に参画する「公共」の面を重視し、規範意識の向上等に取り組む必要があること。

(ウ)教育効果を高めるためには、学校、家庭、地域の連携が必要であること。

基本理念の趣旨

子どもたちが、社会と人の関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動し、問題を解決していく力の源は、家族から愛されているという実感や周囲の人たちから自分の存在が認められることにより育まれる安心感や自信、自尊感情にあります。

子どもたちは、それぞれの年齢に応じて好きなこと、やりたいことを見つけ、新しい取組をはじめていきます。そして、その中でぶつかる様々な失敗や障がいを、家族や周囲の人の支えのもとに、克服していきます。そのような経験の中で得た「生きる喜び」「学ぶ楽しさ」の積み重ねが子どもたちに、さらに自信を与え、未知の出来事や変化の大きな未来へ挑戦していこうとする意欲を育んでいきます。

そのような意味で、子どもたち一人一人をかけがえのない存在として愛し、認めていくことが、家庭、学校、地域社会に求められます。

かけがえのない存在である子ども一人一人が、「生きる喜び」「学ぶ楽しさ」を通じて、自らの可能性を伸ばしていくためには、大人が、子どもを単なる保護されるべき受身の存在として捉えるのではなく、「児童の権利に関する条約」が示すように、主体的に自らの意見を持ち、自分の考えで行動できる存在として捉えることが必要です。そして、そのことは、子ども自身にも、他者の権利を大切に、他者とのよりよい関係をつくっていく責任があることと一体のものであることを明確に求めていくことが重要となります。

また、子どもたちが、自分自身もつ多様な可能性を認め、可能性を开花させようとする意欲を持ち続けるためには、まず、大人自身が多様な価値観を大切にする姿勢をもって、子どもたち一人一人を見、それぞれの取組を支えていくことが大切です。

そのためには、大人の方で、子どもたちの失敗を少なくさせようとする「過保護、過干渉」の傾向や、「みんなと同じ」ことを重視する傾向が見受けられる大人の姿勢の見直しが必要となります。

また、このことは、与えられること、指示されることに慣れた子どもにも、自立とそれに伴う責任を求め、積極的に社会との関わりを持ち、社会へ貢献できる人間に成長することを求めるものとなります。

このような考えに基づき、基本理念を設けました。

②基本目標と6つの施策の柱

基本理念に基づき、2つの基本目標を掲げます。あわせて、その目標を具体的に達成するために基本目標ごとに3つの施策の柱を設けます。

基本目標1 心身の健康を支え、いきいきと主体的に生きるための意欲が育つ教育

施策1-1 心身の健康を大切にした教育の推進

施策1-2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

施策1-3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

基本目標2 社会の中で支えあい、ともに生きるための力が育つ教育

施策2-1 互いの人権を尊重する教育の推進

施策2-2 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

施策2-3 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

3 基本理念、基本目標を実現するための施策の推進

基本理念、基本目標を実現するために次の施策を推進します。

(1) 心身の健康を大切にした教育の推進（施策1-1）

子どもたちをとりまく社会や家庭環境などの変化は、運動の機会の減少や生活習慣の変化などを招き、子どもたちの心身の発達に様々な影響を与えてきています。子どもの体力・運動能力の低下、肥満・睡眠不足などの健康課題、生活・自然体験などの不足や異年齢交流機会の減少など心身両面での課題が発生しています。そのため、家庭と連携し、「子どもたちが学ぶこと」の意味や親たちの役割を学んでもらう取組や食の教育などの健康教育、心身の健康を育む運動に関する指導を一層充実させていきます。

また、子どもが社会や人との関わりの中で、よりよい関係をつくっていく意識や態度を育むことが重要です。そのため、あいさつや時と場に応じた言動などの社会性や規範意識、倫理観を身に付けること、他人を思いやる心、卑怯を恥じ、弱いものをいたわる心を養うなど、心の教育を進めます。

- ① 生活習慣の改善
- ② 体力・運動能力の向上
- ③ 心の教育の推進

(2) 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進(施策1-2)

子どもは、自らの将来について、夢・あこがれとして考える段階から、自分の適性・能力などをもとに考える段階へと、その発達段階に応じて、考え方が変わっていきます。自分の身の回りの小さな世界だけでなく、社会や世界にどのようなことが起こっているのか、その中で人々がどのように活動しているのかを知ることは大切です。

自分がどのように生きていくのか模索し、身に付けなければならないことが何かを見定め、その達成に向けて主体的に行動する力を育みます。

そのため、子どもの学力の状況を把握し、子どもが確かな学力を身に付けることができる指導の充実に努めます。また、職場体験などを通じて、職業観・勤労観を養う教育を積極的に推進します。子どもが自らの意志で進路決定することを重視し、成績面だけでなく、一人一人の希望や特性を踏まえた進路指導を行うよう努めます。

- ① 学力の向上
- ② キャリア教育の推進

(3) 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進(施策1-3)

感性や表現力は、創造性や個性の基礎となるものであり、それらを磨くことによって、子どもも大人も、人生は豊かで楽しいものとなります。

感性とは、私たちが、ひと・もの・ことに出会ったときに、五感を通して得た感覚を

自らの体験や経験につなげ、その意義や価値に気づく力です。

多様な体験や経験を幅広く重ねることが、感性を育む上で大切です。また、体験や経験の記憶は言葉によって心に刻まれることから、言語力を育むことも大切です。

そのため、地域の豊かな自然・歴史・文化に触れることや、音楽、美術などの文化活動や、直接体験できないようなことを、まるでその場にいるように経験できる読書に親しむことは、感性を磨くとともに、言語力を育て、創造性や個性、人間としての深さや幅などの人格形成を図る上で極めて重要であり、学校や地域、家庭での積極的な取組を推進します。

- ① 読書活動の推進
- ② 文化活動の活性化
- ③ ものづくり活動の推進

(4) 互いの人権を尊重する教育の推進(施策2-1)

一人一人がかけがえのない大切な存在であるという認識に立ち、子どもたちの人権を守り、進路の保障に向けた取組に努めます。

そのためには、平素の取組の中で、人権が尊重されるための基盤を整備するとともに、日常生活の具体的な事例を通じて、子どもたち一人一人が自らの権利を認識し、互いの人権を尊重し、他者とのよりよい人間関係を築くための取組を進めていきます。また、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題等にかかわる様々な人権問題が存在することを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じて、互いの人権を尊重する上で必要な知識・技能・態度などを育てていきます。

- ① 人権を尊重する教育の推進のための基盤整備

(5) 地域への愛着と誇りを育む教育の推進(施策2-2)

子どもが地域の一員として、健やかに成長して、ふるさとの将来を担うことは、地域社会の維持、発展に欠かせないことであり、地域の多くの人々の願いでもあります。

また、子どもは成長していく中で、自分の世界を広げていきますが、その中心は、自らが生活する地域です。地域の自然・歴史・文化や人々の営みを理解することを通じて、ふるさと島根への愛着と誇りをもち、地域に主体的に参画していく力を育みます。

子どもたちの多様な活動の場を拡大していくためには、子どものために、地域がその世話をするという考え方ではなく、地域の大人と子どもがともに活動する中で、ともに学ぶという考え方に立つ必要があると考えます。そのため、学校を地域に開放する取組、地域の人材と学校を結びつける地域教育コーディネーターの育成と配置など具体的な取組を進めます。

- ① 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実
- ② 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

(6)すべての子どもたちの学びを支える取組の推進(施策2-3)

子どもたちは、一人一人違う能力や資質をもっています。その能力や資質を開花させるためには、教育の機会を確保していくことが必要です。学校が児童生徒にとって、安心して学べる場となり、わかる授業を行う努力にあわせ、いろいろな理由で、学校で学習することが難しい場合には、学びの場をつくる取組を進めます。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）などを含め特別な支援が必要な子どもたちのために、一人一人のニーズの把握とそれに応じた指導をこれまで以上に細やかに行っていくことが必要です。本県の現状と課題を十分に踏まえた上で、ノーマライゼーションの観点に立ち、特別支援教育を推進していきます。

- ① 不登校の子どもに対する取組の充実
- ② 特別支援教育の充実

4 施策推進のための体制づくり

6つの施策を進め、基本理念、基本目標を実現するため、関係機関と連携して、次の4つの体制づくりを推進します。

(1)地域の豊かな資源を活用した学習活動(ふるさと教育)を推進する体制づくり

本県は自然・歴史・文化や受け継がれた伝統行事などに恵まれており、そのような地域の資源を、積極的に教育活動に取り入れてきています。

地域の豊かな資源を活用した学習活動を通じて、本県のよさと課題を発見し、課題解決への取組に参加することは、実践力を育てていく有効な方法と考えられます。

また、このような活動を通じて得た充実感や満足感、人との絆が、ふるさと島根を愛し、誇りをもつことにつながります。

自分の生まれた場所、自分が育った地域をふるさとと思い、愛着と誇りをもつことは、“自らのよりどころ”を十分に認識することであり、自分を理解し、確立することにつながります。また、自分と他者、ふるさとと他地域の相違を理解し、お互いの違いを尊重することは、様々な人々との共生の前提となるものであり、国際化に対応していく重要な基盤になると考えます。

以上のような効果が期待されるふるさと教育を積極的に推進していきます。

(2)子どもを含めた県民の学校教育への参画を推進するための体制づくり

家庭や地域から学校教育に対する理解と協力を得るため、PTAと連携を図りながら、学校の運営方針、具体的な教育活動とその結果など、学校の情報を積極的に公開し、家庭・地域の人々の意見を取り入れて、学校運営を進める、いわゆる「開かれた学校」づくりを推進します。

また、各学校の実情にあった教育活動を推進するためにも、教育委員会と学校の関係を見直し、学校で多くの決定ができる体制づくりについて検討を進めます。

県教育委員会も、情報の公開及び県民の意見を幅広く受ける広聴機能の強化を進め、教育行政の重要な施策の決定にあたっては、パブリックコメントなど県民の意見を施策に反映させるしくみづくりを通じて「開かれた教育委員会」づくりを進めていきます。

①広聴機能の拡充

広報紙やホームページを活用して、県民からの意見・要望を取り入れ、それに基づいた広報活動を推進します。

主要な施策立案に際しては、パブリックコメントを実施し、県民の声を施策に反映させます。

県民と直接対話する場づくりを進めます。

②県民の意見の積極的な活用

保護者の意見をより学校教育に反映させたり、子どもの授業評価等を生かす方法につ

いて検討を進めます。

現在実施されている学校評価については、家庭、地域住民へのアンケート結果を活用しながら自己評価を行ったり、学校評議員や PTA 等から評価を受けることにより、学校経営の改善につなげていきます。

③特色ある教育を推進するための学校と教育委員会との関係づくり

特色ある教育がより推進されるよう、県教育委員会と市町村教育委員会、教育委員会と学校との相互の関係を権限移譲を含めて研究し、円滑な教育活動が行われるようにします。

(3)安全で楽しく学習できる学校をつくるための体制づくり

子どもたちが、仲間とともに生きる喜び、学ぶ楽しさを感じながら成長していくためには、学校が子どもたちにとって、安全で充実した学習ができる環境である必要があります。そのために、学校における危機管理体制の充実と、防災教育をはじめ教育の質の向上に取り組めます。

学校における危機管理は、防災・防犯、学校内外での活動中の事故、いじめ、体罰、セクハラ、インターネット等による誹謗中傷など、子どもの人権に関わる事象等の多岐にわたります。その予防策、発生時の迅速な対応、事後の児童生徒への継続的な心のケアなどが大切です。

また、児童生徒への安全、安心な環境を教職員の取組のみで確保することには限界があることから家庭や地域の協力が得られるための取組を進めます。

家庭、地域から信頼され、子どもたちが安心して楽しく学習に集中できる学校をつくるには、教員の指導力とともに危機管理意識を高める各種の研修の充実や教員採用の在り方について検討し、改善します。

学校においては、児童生徒の課題を、学級担任など教員個人が抱え込む傾向が見られるところから、こうした状況が生じないよう配慮が求められます。

そのため、管理職のリーダーシップのもとに、児童生徒の課題に対して協力して取り組める学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー、司書教諭などを含めた効果的な人的配置や、教職員に対するメンタルヘルスなどのサポート体制の充実に取り組めます。

①教育の充実を図るための教職員の資質向上

教育の充実を図るために、日々の授業や生徒指導の課題などを通して教職員間の意見交換や授業研究を進め、指導力の向上を図ります。また、管理職のリーダーシップや教職員のメンタルヘルスなどによるサポート体制の確立、教員採用や採用後の研修体制、管理職登用の方法等について充実を図ります。

適切な指導が行えない教員に対する研修制度を実施するとともに、管理職希望降任制度や条件付採用制度の厳正な運用を行っていきます。

②学校での危機管理状況の把握と、事件発生時の積極的な支援の実施

平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、事件事故の予防策・発生時の対応・事後対応をまとめた各学校の危機管理マニュアルが、より実効性の高いものとなるよう取り組みます。

また、重大な事件発生時には、各機関との連絡調整が必要なことから、学校に対して、積極的な支援を行うとともに、事後、児童生徒のケアが十分行えるよう、関係機関と連携して取り組みます。

いじめ、セクハラなど児童生徒に関係する事象については、児童生徒や家庭の声などを大切にして、解決に努めます。また、第三者機関の在り方について、検討を行います。

③不登校等の教育課題に対応するための関係機関との連携強化

不登校状態にある児童生徒や虐待を受けている児童生徒など、個々のケースに応じた適切な対応がとれるよう、各種相談窓口、福祉・医療部局などとの連携を進めます。

④人的配置の充実

スクールカウンセラー等の配置を進めます。また、大規模中学校への非常勤講師の配置などにより、よりよい生徒支援の在り方を研究します。

(4)幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育推進のための体制づくり

保育所・幼稚園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、それぞれ子どもの発達段階や発育段階に応じた教育を提供することが必要です。しかし、実際には、校種間の連携を十分とっていない状態も見られ、それぞれの学校が、子どもの諸課題に取り組んでいる状況が見られます。同様の傾向は、学校と家庭、地域との間にも見られます。

子どもを地域全体で見守り、育てていく気運を高めながら、学校間の連携や学校と家庭の連携を進めることは、子どもたちの様々な課題への取組や進路に関する指導にとっても重要です。

高等学校も含め、小規模校が多い本県にあっては、特に、各学校と家庭・地域が相互に連携し、幼児教育から中等教育段階まで一貫した学習指導、生活指導、進路に関する指導を推進することにより、教育力を向上させていく取組が重要です。教員の交流を進めるとともに、先駆的な事例を紹介することなどを通じて、連携をより推進します。

特別な支援が必要な子どもたちにとって、幼児教育から中等教育段階までの一貫した教育は極めて重要です。乳幼児の段階から、一人一人のニーズに応じて必要な支援を一貫して行っていくことができるよう取り組んでいきます。

①教員の交流の促進

小中学校・高等学校・特別支援学校の合同の研修会や相互の人事交流を行うことなどを通じて相互理解を促進する場づくりを進めます。

②小中・中高連携の取組の推進

中高一貫教育及び小中が連携した教育を積極的に推進します。

そのため、教科・生徒指導などでの系統的な目標づくり、教員や児童生徒が相互に出かけて行う授業など、相互理解を進めるための取組の強化を図ります。

③保護者の連携を進める取組の推進

学校の連携の推進にあわせ、PTA 間の連携を進め、保護者がお互いに家庭教育について学習できる場を拡充できるよう取り組みます。

④特別な支援が必要な子どもに対する連携指導体制づくり

市町村教育委員会及び福祉・労働部局と連携して、特別な支援が必要な子どもに対して一貫した指導ができる体制づくりを進めます。

また、小・中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちへの支援がより適切に実施されるよう、特別支援教育支援員の配置を働きかけていきます。

5 学校・家庭・地域社会の役割と三位一体の連携の推進

学校・家庭・地域社会が三位一体となった連携を進めるためには、学校・家庭・地域社会それぞれの役割を明確にしていくことが大切です。その際、地域により、子どもたちの教育環境が異なっているため、それぞれの地域の実情に応じた役割分担と連携の在り方を考えていく必要があります。

そのため、次にあげる点に配慮しながら、各地域での議論を進め、地域に応じた連携を進めていきます。

(1) 学校について

本県の学校では、家庭・地域社会からの要望を受け止め、教育活動に限らず、子どもたちに関わる様々な活動を行うことで、家庭・地域からの信頼を得てきたと考えます。しかし、学校教育の在り方に関する意見が多様化する一方、学校内外で子どもの様々な課題が増加する中では、もはや、学校のみで子どもたちに関わるすべてのことを行うことは、不可能です。

学校における教育や学力の考え方と、それを身に付けるための方法、また、学力を身に付けていく上で児童生徒が直面している課題などを、家庭・地域社会に示し、それぞれができることは何かを話し合っていくことが大切になります。話し合いを通じて、学校・家庭・地域社会それぞれの役割を明らかにし、連携して子どもの教育を行っていくことが重要です。

(2) 家庭について

家庭教育の重要性は言うまでもありません。「教育の原点は家庭教育にある」と言われています。子どもにとって家庭は、日常生活の多くの時間を過ごすところであり、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。

しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向が見られる一方、放任状態の家庭があるなど、子どもたちの生活する家庭は一様ではありません。家庭の役割を考える場合、まず、様々な家庭が存在することを念頭に置く必要があります。

その点を認識した上で、現在の子どもたちの生活習慣病などの低年齢化傾向、生活習慣の定着が十分でない等の課題に焦点をしばって、その課題を家庭でどのように取り組んでいけばよいのかを教育行政や学校が、意識的、継続的に伝えていくことが重要と考えます。

また、子育てに父親の参加が少なく、母親が多くを背負っている状況を改善することが家庭教育を考えていく上で、大切になってきます。学校教育の中で、男女共同参画を推進するための教育を進めるとともに、PTA などの活動を通じて、父親の家庭教育や家事への参加を求めていく取組が必要です。

子どもの養育放棄や暴力などの児童虐待、家族の病気や経済的破綻など深刻な課題を抱える家庭にあっては、福祉など関係諸機関の支援が課題解決に必要な場合があります。そのような判断が迅速に行えるよう、教育行政機関、学校と福祉関係諸機関などとの連

絡体制を明確にしておくことも、家庭教育を充実させていくために必要な取組であると考えます。

(3) 地域社会について

地域は子どもの日常の生活舞台であり、豊かな人間性を育む格好の場でもあります。また、子どもに、ふるさとのよさを実感させることは、地域社会の果たす大きな役割です。

地域社会がそのような役割を果していくためには、子どもたちが、安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを、福祉関係機関や各自治会などと連携して、進めていく必要があります。

現在も職場体験や各種体験活動の場を子どもたちに提供していますが、子どもの体験や活動をさらに多様で豊かなものとするためには、学校と地域社会が協力して、体験や活動の場を広げていくことが大切です。その際、学校が地域に「何をして欲しい」かを明確に伝えるとともに、受け入れる側も「何ができ、何ができない」かを伝えるなど、相互理解をもって行うことが望まれます。

また、学校と地域とのつなぎ役である、コーディネーターの育成と配置が地域の教育力を高めていく上で極めて重要と考えます。特に、完全学校週5日制のもとでは、子どもたちの地域での活動を活性化する上で、コーディネーターの役割は、その重要性を増しています。現行の派遣社会教育主事にあわせて、民間のコーディネーターの育成についても、積極的な取組が求められます。

なお、子どもたちの地域での活動を進める際には、子どもたちの自主的な活動となることを重視していくことが、継続的な活動とするために重要と考えます。

以上のことを踏まえ、概ね次のような役割をそれぞれが果していくことが大切であると考えます。

◆学校の役割

- ・教科等の基礎基本の定着をはじめとした確かな学力を身に付けること
- ・児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくること

◆家庭の役割

- ・子どもたちの心身の健康を育むこと
- ・生活体験を通して、生活習慣や、善悪の判断など規範意識の基盤をつくること

◆地域社会の役割

- ・子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくりを進めること
- ・子どもたちに多様な体験の場を提供すること

第2章 各論

1 心身の健康を大切にした教育の推進（施策1-1）

（1）生活習慣の改善

【基本的な考え方】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあつて、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活の拠り所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

【今後の取組】

（ア）望ましい生活習慣の確立

学校教育においては、家庭と連携しながら、子どもの生活実態を十分把握するとともに、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」を生活習慣として定着させるため、正しい理解と実践力を身に付けるよう指導を充実します。

また、シンポジウムや PTA 講演会を開催するなど、家庭・地域への啓発活動を行うことにより、県民運動としての気運を醸成します。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	97.1%	100%
	中学生	91.1%	95%

※島根県教育委員会「体力・運動能力等調査」

全国平均は「全国体力・運動能力等(抽出)調査」

全国平均(平成 22 年度) 小学生 90.8%
中学生 85.2%

○県内の公立小・中学生の割合です。全ての子どもが、まず「朝食を毎日とる」ことで、健康的な生活リズムの確立を目指します。

（イ）食育の充実

今日、朝食欠食や野菜摂取量の減少など食生活の乱れや、食に起因する健康課題、家庭や地域の食文化の衰退などが指摘されています。

子どもが心身ともに健康で活力ある生活を送る上で、望ましい食習慣を身に付けるだけでなく、様々な食についての知識を学び、食を選択する力を習得することが極めて重要です。

そこで、学校では、現在、配置を進めている栄養教諭を中心として、家庭・地域との連携を図りながら、「食の学習ノート」を活用するとともに、学校給食を生きた教材として扱うなど、全教育活動を通して食に関する指導を充実します。

また、学校給食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進します。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
学校給食における地場産物の活用割合	小・中学校	46.4%	50%

※島根県教育委員会調

○公立学校の給食で使用する地場産物の割合（食品数ベース）です。島根県食育推進計画（平成19～23年度）では40%を目標に取り組み、概ね達成されたことを受け、さらに10%の向上を目指します。

（参考：平成 22 年度給食施設における県産食材使用状況（重量ベース）

公立学校 75.3 %、保育施設 58.9 % ※県しまねブランド推進課調

（2）体力・運動能力の向上

【基本的な考え方】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

【今後の取組】

（ア）教科体育の充実

子どもが自発的・自主的に運動に取り組むよう、小学校においては一人一人がそれぞれの目標を持って取り組む「めあて学習」を、中学校・高等学校においては自由に選択して運動が行える「選択制授業」等を積極的に取り入れた課題解決的な学習を推進します。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
子どもの体力値（親世代(昭和61年度を100とした場合)との体力比較)	中学 2 年生	95.5	96.5

※島根県教育委員会「体力・運動能力等調査」(中学2年生男女の握力、50m走、持久走、ボール投げの比較)

○子どもの体力の向上を目指します。本県における体力値のピークであった昭和61年度の公立中学校 2 年生の現在値と比較（昭和61年度を100として比較）した値です。2年間で1ポイントの向上を目指します。

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

運動部活動については、中学校においては重点競技を、高校においては重点校を指定し、外部指導者の活用を図るとともに、各種競技大会への参加支援などにより、競技力の向上を図ります。

また、少人数で単独チームが組めない運動部は、複数校合同での活動や地域スポーツクラブと連携した活動を推進し、できるだけ多くの子どもが参加できるよう努めるとともに、「特別体育専任教員」*₁や「スポーツ推進教員」*₂の継続配置を行うなど指導体制の充実に努めます。

さらに、小・中学生を対象としたスポーツ教室を支援するなどジュニア競技力の向上に努めます。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の入賞種目数	中学生・高校生	41 種目 (過去 5 年間の 平均値)	47 種目

※島根県教育委員会調（全国大会：全国中学校体育大会、全国高等学校体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会）

○全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会（少年の部）における入賞（8位以内）種目数です。過去5年間の最高値（45種目）から、さらに2種目増加を目指します。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

県立水泳プール内に設置した「しまね広域スポーツセンター」を中心として、各地域で、子どもから高齢者までが積極的に参加し、楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」*₃の育成支援に取り組みます。

数値目標項目	平成 23 年度	平成 25 年度
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	14 市町村	19 市町村

※島根県教育委員会調

○総合型地域スポーツクラブが1クラブ以上設立されている市町村数です。身近なスポーツの場であり、国のスポーツ基本計画（平成24～33年度）（案）で、各市区町村に1クラブは育成されることを目指していることから、本県でも同じ目標としました。

*1 特別体育専任教員：県立高校の指定競技種目の普及及び競技力の向上を図るとともに、地域のスポーツの振興を図るために採用された教員

*2 スポーツ推進教員：県立高校のスポーツ推進指定校（全国大会で入賞が期待される学校）の運動部活動の競技力の向上を図るために長期間配置される教員

*3 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者までの幅広い年齢層が、複数のスポーツ種目を、それぞれのレベルで体験できるよう、地域住民が主体となって運営するスポーツクラブ

(3) 心の教育の推進

【基本的な考え方】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にす心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

【今後の取組】

(ア) 道徳教育の推進

子どもの感性や人間性を育むためには、十分な愛情を注ぐこととともに家庭における幼児期からのしつけが極めて大切であり、学校では子どもの発達段階に応じた道徳の指導の充実を図ります。

そのために、道徳教材の研究開発や指導方法の充実改善を図るとともに、子どもの発達段階に応じて、教育活動の中で保護者や地域で活躍する人々を講師として招き、様々な生き方や考え方に触れる機会や、保育施設や福祉施設との交流、ボランティア活動などを通じて、多くの人々と出会い、理解しあう機会を充実することにより、子どもが自らを大切にする心や自らの生き方を考える道徳教育を推進します。

また、家庭・学校・地域が主体的にあいさつを交わす取組を関係機関と連携して進めます。

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成

本県の豊かな自然・歴史・文化を活用し、校外での動植物の観察、山登りや川遊び、地域の伝統行事への参加、芸術鑑賞などの多様な体験活動を積極的に取り入れることにより、ふるさとの自然の美しさや神秘さ、生命の尊さ、人々の営みの総体である文化のすばらしさについて理解を深め、尊重する心を育みます。

2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進（施策1-2）

（1）学力の向上

【基本的な考え方】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。

併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

数値目標項目	対象校等	平成22年度	平成25年度
全国学力調査・学習状況調査において、 全国を100とした時の県の値	小学6年生	97.6	103
	中学3年生	102.1	103

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」

○子どもの学力の向上を目指します。全国学力・学習状況調査の4種（国語のA問題・B問題及び算数・数学のA問題・B問題）の平均正答率の和について、本県と全国を比較した値（全国の公立学校の平均正答率の和を100として比較）です。小学6年生、中学3年生ともに103を目指します。

【今後の取組】

（ア）学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

子どもが自ら課題を見つけ、考え、判断する力を身につけさせる授業の充実に努めます。そのため、学校図書館等も活用しながら体験的、問題解決的な学習を積極的に取り入れ、言語力や情報リテラシー*4を高め、子どもの思考力や表現力、学ぶ意欲や態度を育てます。

また、各学校段階における少人数指導や習熟度別指導、小学校低学年における少人数学級編成や複数教員による指導などを実施し、子どもの理解の状況に応じた学習を支援することにより、一人一人の学習課題の克服に努めます。

*4 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
国語・算数・数学の勉強は好きだとする児童生徒の割合	小学 6 年生国語	67.8%	70%
	小学 6 年生算数	63.2%	70%
	中学 3 年生国語	58.0%	60%
	中学 3 年生数学	55.4%	60%

※島根県教育委員会「学力・学習状況調査」

○学ぶ意欲を育み確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。島根県学力調査における「国語・算数・数学の勉強は好きだとする生徒の割合」を指標としました。

(イ) 家庭での学習習慣の確立

子どもが学習習慣を身に付けるためには、学校と家庭が共通理解の下で連携した取組を進めることが大切です。

学校では、一人一人の学習内容の理解の状況を把握し、宿題や課題を適切に与えることにより、学習に対する意欲を喚起します。

また、家庭での学習時間を把握するとともに、平日だけでなく週休日や長期休業期間においても、子どもが自主的に取り組むことができる教材を提供することにより、家庭での学習時間の確保を促し、規則的な学習習慣の確立に努めます。

数値目標項目	対象校等	平成 22 年度	平成 25 年度
学校以外で、1 日 60 分以上学習している児童生徒の割合	小学 6 年生	52.3%	60%
	中学 3 年生	49.7%	60%

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」

全国平均(平成 22 年度) 小学生 58.3%
中学生 66.2%

○本県児童生徒の学校以外での学習の時間は、年々向上しているものの依然として全国平均を下回り、しかも中学生が小学生を下回っている状況です。学校以外で 1 日 60 分以上学習している児童生徒の割合を増やし、家庭での学習習慣の確立を目指します。

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

幼稚園・保育所から高校までが各学校段階を超えて、各種連絡会や合同研修会などの機会を活用し、協議や交流する場を設けることにより、それぞれの指導方法や理念について共通理解が図られるよう努めます。

また、子どもが次の学校段階の学習にスムーズに対応できるよう、子どもの学力の状況等について情報交換を図り、各学校段階が連携した指導の推進に努めます。

(エ) 授業力向上のための研修の充実

教員の授業力は、教科指導において必要とされる「情熱・使命感」「構想力」「生徒理解力」「指導力・統率力」の四つの要素で構成されるものであるとの考えに立ち、これらを総合的に向上させるための研修を行います。

また、各学校においては、授業研究を中心とした校内研修を実施するとともに、日々の授業の評価を通じて授業改善に取り組みます。

さらに、本県においては、複式学級を有する学校が多いことから、複式学級における授業研究等を中心とした教職員研修の充実に取り組みます。

(2) キャリア教育の推進

【基本的な考え方】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

【今後の取組】

(ア) 職業観・勤労観の形成

教員だけでなく県内企業経営者、技術者等の様々な立場の方から、有効なアドバイスを受けながら、様々な職業・業務の内容や自らの適性について理解を深めていくことができるよう、学校では、進路ガイダンスや「キャリアカウンセリングプログラム」*5の活用を図ります。

数値目標項目	対象校等	平成 22 年度	平成 25 年度
就職を希望する高校生の就職率	高校生	96.7%	100%

※島根県教育委員会調査

(全国平均(平成 22 年度) 93.2%)

○県立高校生で就職を希望する生徒の内、就職(県内、県外は問わない。)した生徒の割合です。

毎年度、生徒全員の希望の実現を目指します。

*5 キャリアカウンセリングプログラム：様々な職業の内容や、自己の適性・可能性について理解することなどを通して、高校生が主体的に進路選択するための能力を養うプログラム

(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進

社会科や総合的な学習の時間を活用し、県内産業や企業について理解を深めるための取組を進めるとともに、県内企業や事業所の協力を得ながら、子どもの発達段階に応じて、職場見学・体験、インターンシップなどを推進します。

また、高校生の県内就職の促進や将来の県内定住も視野に入れ、県内企業を対象とした就職説明会や懇談会を実施するほか、産業界や地域との連携を強化し、地域の発展や産業振興を支える人材の育成を推進します。

数値目標項目	対象校等	平成 22 年度	平成 25 年度
高校生の県内就職率(県立高校生の就職者の内、 県内企業に就職した生徒の割合)	高校生	74.1%	76%

※島根県教育委員会調査

(全国平均(平成 22 年度) 80.9%)

○県立高校生の就職者のうち、県内に就職した生徒の割合です。ここ数年60%台後半で推移していましたが、平成22年度に74.1%に伸びたことから、平成25年度76%を目指します。

3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進（施策1-3）

（1）読書活動の推進

【基本的な考え方】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあつて、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。

このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造性を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」（平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画）を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

【今後の取組】

（ア）読書習慣の確立

家庭では、「家読(うちどく)*6」に取り組み、幼児期の絵本の読み聞かせなどを行うことにより、親子で読書に親しみ、読書の楽しさを実感することが、子どもの読書習慣を確立するための基礎となります。

学校では、ボランティア団体による読み聞かせや、朝読書や詩の朗読の時間を設けるなど、読書活動に対する子どもの意欲を喚起するための工夫を凝らしながら、読書に親しむ機会を充実します。

また、公立図書館、保護者、地域が連携しながら、必読書や推薦図書リストを作成するなど、家庭、図書館、公民館などにおいても、子どもの読書活動を推進します。

数値目標項目	対象校等	平成22年度	平成25年度
平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合	小学生	17.9%	10%
	中学生	30.8%	20%

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」

全国平均(平成22年度) 小学生 20.7%
中学生 38.1%

○読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。「平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合」を指標としました。すべての子どもが読書の習慣を身につけることを目指します。

*6 家読(うちどく):「家庭での読書」の略。社団法人読書推進運動協議会などが提唱する活動で、「家族で読書の習慣を共有」し、「家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話す」ことを基本とするもの

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

学校図書館の蔵書の整備や公立図書館との連携による貸し出し図書の実、司書教諭をはじめとした関係職員の資質向上に取り組むとともに、保護者や地域の人々の協力を得て学校図書館の運営の充実を図ることにより、子どもの読書環境の整備を進めます。

また、国語力はすべての教科の理解力を養うための基礎となることから、その向上に努めるとともに、総合的な学習の時間を中心にすべての教科において、調べ学習や課題解決的な学習などによる学校図書館の活用を推進します。

数値目標項目	対象校等	平成 22 年度	平成 25 年度
学校図書館を活用した授業を学期に複数回 行った学校の割合	小学校	72.7%	85%
	中学校	33.5%	50%
※文部科学省「全国学力・学習状況調査」		全国平均(平成 22 年度) 小学生 78.8% 中学生 46.4%	

○学校図書館を活用した授業を行った学校の割合です。県内全ての小・中学校において行われることを目指します。

(2) 文化活動の活性化

【基本的な考え方】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

【今後の取組】

(ア) 文化に親しむ機会の確保

学校教育において本物の文化に直に触れ、感動し、自らも取り組む機会をもつことができるよう、総合的な学習の時間や文化祭、芸術鑑賞会などを活用し、文化に関する多様な学習や体験の機会の充実を努めます。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施 している学校の割合	小・中学校	69%	80%
	高等学校	81.4%	90%
	特別支援学校	66.7%	80%

※島根県教育委員会調

○子どもの音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施している公立学校の割合です。県内全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校において実施されることを目指します。

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

文化部活動の水準向上を図るため、社会人指導者を積極的に活用するとともに、子どもと地域の人々が互いに刺激を与えあうことができるよう、様々な練習機会の充実に努めます。

また、日頃の活動成果を発表する機会を充実するため、中・高の総合文化祭の開催を支援するとともに、地域の文化行事や文化団体が主催する発表会等への参加を推進します。

(3) ものづくり活動の推進

【基本的な考え方】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切に作る心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

【今後の取組】

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小学校の理科や図画工作、中学校の技術・家庭科などにおいて、優れた技術を有する人々を講師として招き、ものづくり活動に対する子どもの意欲を高めながら、例えば、ラジオなどの電気製品、椅子や盆などの木工製品づくりを積極的に取り入れます。

また、専門高校生と小・中学生と一緒にものづくり活動に取り組み、その中で高校生が小・中学生に指導することは、それぞれが学習意欲を高める上でよい刺激となるため、小・中学校と専門高校が連携したものづくり活動を推進します。

(イ) 専門高校における人材の育成

専門高校において「ものづくり」は「人づくり」と言われ、人材育成の重要な目標として掲げられています。

日々の指導により技術・技能を着実に習得させ、様々な技術検定への合格や資格取得を目指して支援するとともに、「全国産業教育フェア」*8への参加などを通じて、仲間と協力しながら全国の高校生と切磋琢磨することにより、ものづくりへの意欲を高めながら、技術者としての資質の向上を図り、地域産業を担う人材育成を進めます。

*8 全国産業教育フェア：工業、農業、商業、福祉などの専門分野ごとに、全国の専門高校等に在籍する子どもが日頃の学習成果を発表する場として、毎年、文部科学省や都道府県などが開催する行事

4 互いの人権を尊重する教育の推進（施策2－1）

（1）人権を尊重する教育推進のための基盤整備

【基本的な考え方】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にした学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

【今後の取組】

（ア）人権を尊重した学校づくりの推進

子どもの人権を大切にした教育活動を展開するため、関係機関と連携し、教職員の人権意識を高めるための研修を推進するとともに、子どもや保護者の意見を反映した学校運営を進めます。

数値目標項目	対象校等	平成22年度	平成25年度
グループ協議やワークショップなどの手法を取り入れた参加体験型の研修を実施している学校の割合	小・中学校、 高校、特別支援学校	56%	80%

※島根県教育委員会調

○県内の公立学校における実施割合です。教職員の人権意識がさらに高まるよう、これまで行われてきた講演・講義型の研修に加えて、グループ協議やワークショップ等を取り入れた参加体験型の研修を積極的に導入する学校の増加を目指します。

（イ）人権意識を高めるための指導の充実

子どもの発達段階に応じた人権教育の教材や指導方法の工夫改善を図ることにより、子どもが様々な人権課題に対して理解を深め、課題解決に向けて主体的に取り組むことができる力を育みます。

5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進（施策2-2）

（1）学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

【基本的な考え方】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

【今後の取組】

（ア）ふるさと教育の推進

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で実施します。

また、ふるさと教育を通じて、地域の大人が学校教育を支援する気運を醸成します。

数値目標項目	対象校等	平成22年度	平成25年度
ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合	小・中学校	100%	100%

※島根県教育委員会「ふるさと教育実施報告書」

○地域の大人たちが学校教育を支援する取組である「ふるさと教育」が、県内全ての公立小・中学校において年間35時間以上実施されることを目指します。

（イ）放課後の子どもの居場所づくりの推進

放課後や休日に、年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流できる場を確保するため、「放課後子どもプラン」の策定を市町村に働きかけながら、子どもの居場所づくりを推進します。

また、この取組を通じて、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、保護者が様々な地域行事や活動に参加するきっかけを提供するなど、家庭と地域社会の接点づくりを進めます。

さらに、子どもたちの自発的なグループ活動や団体活動が芽生え、盛んになるよう、地域の大人や保護者の協力を得ながら支援を行います。

数値目標項目	平成 22 年度	平成 25 年度
「放課後子ども教室」若しくは「放課後児童クラブ」の何れかを設置している小学校区の割合	84.6%	90%

※島根県教育委員会調

○子どもの居場所づくりを推進するため、小学校区に「放課後子ども教室」若しくは「放課後児童クラブ」の何れかを設置することを目指します。

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として県民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に取り組んでいく「地域力」（自治・自立の理念に基づく地域の底力）を高める必要があります。

このため、自治会、地区社協、地区体協、自主防災・防犯組織をはじめとして、地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。

また、公民館活動を通じて「地域力」を醸成するプロセスに光を当てながら、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

学校・家庭・地域の連携協力関係を県内各地域で具体的に組み上げていくためには、「学社連携・融合」（学校教育と社会教育との連携強化）の理念に基づく実践活動を普及拡大していくことが必要です。

このため、県の社会教育主事を「派遣社会教育主事」として市町村に派遣する取組を推進し、社会教育主事の専門性を生かしながら「学社連携・融合」の取組を積極的に推進します。

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【基本的な考え方】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

数値目標項目	平成 22 年度	平成 25 年度
社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数	1,382 人	1,500 人

※島根県教育委員会調

○社会教育研修センター（東部・西部）が実施する社会教育実践者向け研修に参加する社会教育関係者の延べ人数です。研修内容の充実を図り、研修参加者の増を目指します。

【今後の取組】

(ア) 社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおける指導者養成機能を強化し、公民館職員や社会教育に関わる各種コーディネーター、NPO 関係者、PTA 指導者などを対象に、学習支援プログラムなど即戦力かつ専門的スキルを高めるための研修を充実します。

(イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設（公民館・図書館・博物館）や青少年教育施設（青少年の家・少年自然の家）における学習支援機能を充実するため、社会教育主事、司書、学芸員など専門的力量を有する人材の配置と、その力量の向上が図られるよう努めます。

6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進（施策2-3）

（1）不登校の子どもに対する取組の充実

【基本的な考え方】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気を取り戻すことのできる居場所づくりを進めます。

数値目標項目	対象校等	平成23年度	平成25年度
不登校児童生徒数の割合	小・中学校	1.30%	1.19%

※文部科学省「問題行動に関する調査」

（全国平均(平成22年度) 1.10%）

○不登校児童生徒の減少を目指します。不登校児童数は平成18年度をピークに減少傾向にはありますが、依然、全国と比較してその割合は高い状況であるため、全国水準（小・中学校の不登校児童生徒の割合：1.10%）までの減少に向けて平成25年度1.19%を目指します。

【今後の取組】

（ア）教職員の資質向上を図る研修の充実

教職員が不登校に関する正しい知識を持ち、適切な指導・助言を行うことができるよう、様々な事例研究や体験的研修を中心とした研修の一層の充実に取り組みます。

（イ）組織的な支援体制の充実

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学級担任が一人で対応するのではなく、学校が組織として対応し、子どもや家庭を支援します。また、学校だけでなく、児童相談所、医療機関などの関係機関が情報を共有し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

(ウ) 教育相談体制の充実

(A) スクールカウンセラーの配置の推進

すべての中学・県立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校への配置に努めます。

(B) クラスサポートティーチャーの配置

中学校進学に伴う生活環境や学習環境の急激な変化（いわゆる「中一ギャップ」）に対応するため、中学校の第一学年の学級における非常勤講師の配置に努め、不登校の未然防止を図ります。

(C) 子どもと親の相談員の配置

小学生の日頃の悩みや不安、保護者の子育てに対する悩みを気軽に相談できる相手として、退職教員や民生児童委員など地域の人材を小学校の相談員として活用します。

(D) 電話による相談体制の充実

いじめをはじめとする悩みなどの相談を受ける「いじめ110番」を実施するとともに、県警が実施する「ヤングテレホン」、中央児童相談所が実施する「子どもと家庭電話相談」、民間が実施する電話相談などとの連携を図ることにより、電話による相談体制を充実します。

(エ) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

教育支援センター（適応指導教室）や、これに類する民間施設への運営支援を行うことにより、不登校の子どもが集団生活や学習を楽しく行うための様々な機会を充実します。

(B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

子どもが安心して過ごせる居場所を開設し、一人一人の心身の状況や興味関心に応じた学習や体験活動の場を提供することにより、行動範囲や活動を広げるきっかけづくりを行います。

(2) 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

数値目標項目	対象校等	平成 23 年度	平成 25 年度
「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	小・中学校	65.1%	80%

※島根県教育委員会調

- 「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする子どもに対して学校卒業まで一貫して的確な支援をするために必要なツールです。このため、特別支援学級を設置している学校をはじめ、学校で支援が必要な全ての子どもの「個別の教育支援計画」の作成を目指します。
(参考：県内全小・中学校のうち特別支援学級を設置している学校の割合 平成 23 年度 77.7%)

【今後の取組】

(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

学校では、校内委員会や学年会、学部会などの校内体制のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画等を策定し、適切な指導・支援を行います。

また、学校の取組を支援するため、県教育委員会・教育事務所・市町村教育委員会の各段階において、教育・医療・福祉・労働などの関係機関が連携し、子どもの状況や発達段階に応じた支援に取り組みます。

(イ) 社会的・職業的自立の促進

障がいのある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立できるよう、特別支援学校においては、一人一人の教育支援計画に基づき、小学部段階から自立と社会参加をめざした教育を行うとともに、高等部生の職場体験の充実や、子どもの状況や適性に応じた卒業後の進路開拓に努めます。

また、特別支援学級に在籍する子どもの作業学習や現場実習への支援、就労に関する情報提供を行います。

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校が、特別支援教育の中核として地域のセンター的役割を果たすため、「特別支援教育コーディネーター」*9を中心として、幼保小中高に在籍する子どもや保護者、教員等に対する支援の充実を図ります。

*9 特別支援教育コーディネーター：特別支援学校及び小中高の教員で、特別支援教育について校内及び関係機関との連絡調整を行うとともに、保護者の相談窓口を担う者

「しまね教育ビジョン21」の数値目標項目・目標値一覧（H24～H25年度）

施策	具体的な取組	今後の取組	数値目標項目	対象校等	単位	H23年度実績値	H25年度目標値	摘要	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1) 生活習慣の改善	(ア) 望ましい生活習慣の確立	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	%	97.1	100	島根総合発展計画の 施策成果指標 (小学生のみ)	
		(イ) 食育の充実	学校給食における地場産物の活用割合	小・中学校	%	46.4	50		
	(2) 体力・運動能力の向上	(ア) 教科体育の充実	子どもの体力値 〔親世代(昭和61年度を100とした場合)との体力比較〕	中学2年生			95.5	96.5	島根総合発展計画の 施策成果指標
		(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上	全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の入賞種目数	中学生 高校生	種目		41	47	島根総合発展計画の 施策成果指標
		(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		市町村		14	19	
2 夢を描き、その実現に向かって いく教育の推進	(1) 学力の向上		全国学力・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学6年生		※ 97.6	103	島根総合発展計画の 施策成果指標 (中学3年生・数学のみ)	
				中学3年生		※ 102.1	103		
		(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実	国語、算数・数学の勉強は好きだとする児童生徒の割合	小6年国語	%	67.8	70		
				小6年算数	%	63.2	70		
		(イ) 家庭での学習習慣の確立	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	中3年国語	%	58	60		
				中3年数学	%	55.4	60		
	(2) キャリア教育の推進	(ア) 職業観・勤労観の形成	就職を希望する高校生の就職率	小学生	%	※ 52.3	60		
	(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進	高校生の県内就職率(県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合)	中学生	%	※ 49.7	60			
3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	(1) 読書活動の推進	(ア) 読書習慣の確立	平日に家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合	高校生	%	※ 96.7	100	島根総合発展計画の 施策成果指標	
		(イ) 学校図書館の充実と活用の推進	学校図書館を活用した授業を学期に数回以上行った学校の割合	高校生	%	※ 74.1	76		
	(2) 文化活動の活性化	(ア) 文化に親しむ機会の確保	音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施している学校の割合	小学6年生	%	※ 17.9	10	島根総合発展計画の 施策成果指標	
				中学生	%	※ 30.8	20		
				小学校	%	※ 72.7	85		
				中学校	%	※ 33.5	50		
			小・中学校	%	69	80			
			高等学校	%	81.4	90			
			特別支援学校	%	66.7	80			
4 互いの人権を尊重する教育の推進	(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備	(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進	グループ協議やワークショップなどの手法を取り入れた参加体験型の研修を実施している学校の割合	小・中・高校、特別支援学校	%	※ 56	80		
5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実	(ア) ふるさと教育の推進	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合	小・中学校	%	※ 100	100	島根総合発展計画の 施策成果指標	
		(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進	「放課後子ども教室」若しくは「放課後児童クラブ」の何れかを設置している小学校区数の割合	小学校	%	※ 84.6	90		
	(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現	社会教育実践者の養成(延べ研修参加者)人数			人	※ 1,382	1,500	島根総合発展計画の 施策成果指標	
6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	(1) 不登校の子どもに対する取組の充実	不登校児童生徒数の割合		小・中学校	%	1.30	1.19	島根総合発展計画の 施策成果指標	
	(2) 特別支援教育の充実	「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合		小・中学校	%	65.1	80		

(注) ※はH22年度実績値